第５号様式（第９条関係）

　　　　年　　月　　日

川崎市住宅等不燃化推進事業

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

１　市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない、補助金等の交付予定額が１００万円を超える事業の位置

（ 地　番 ）　　川崎市　　　区　　　　　丁目　　　番

２　発注先

３　提出する見積書の種類及び数量

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市内中小企業者による見積書 | 　 | 通 |
| 市内中小企業者以外による見積書 | 　 | 通 |

（※辞退届を含む。）

４　市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

|  |  |
| --- | --- |
| □ | （１）市内中小企業者で取扱いがない |
| □ | （２）２者以上の市内中小企業者で取扱いがない |
| □ | （３）特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない |
| □ | （４）継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある |
| □ | （５）工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの |
| □ | （６）上記以外の事由（事由内容を下記に記載） |

※複数の理由に当てはまる場合は、（１）から（６）の順に最初に当てはまる１つの理由を選択してください。

（６）の理由を選択した場合、その事由内容

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

　川崎市住宅等不燃化推進事業補助金交付要綱第９条１項に定める市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された補助金の全部または一部を返還いたします。

（注）市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

（申請者）住所

氏名

（法人の場合は名称･代表者）